



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
7月28日
第126号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則の一部を改正する規則 (健康福祉政策課)	1
○ 告 示	
県営(有)林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務の委託 (森林政策課)	1
特定計量器定期検査の実施 (計量検定所)	2
宅地建物取引士の講習の指定 (住宅課)	3
○ 公 告	
第45期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告 (労働雇用政策課)	3
○ 教 育 委 員 会 公 告	
令和3年度滋賀県立学校実習助手(理科・農業・工業)採用選考試験実施公告 (教職員課)	6
○ 公 安 委 員 会 告 示	
滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定の一部解除 (地域課)	7

規 則

滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第83号

滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則の一部を改正する規則

滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則(令和元年滋賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(会議の招集の特例)

第4条 委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、その意見を聴き、および賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第3項および第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(迅速審査の手続)

第5条 委員会は、別に定めるところにより、委員長が指名する委員に調査審議を行わせることができる。この場合においては、前2条の規定は適用しない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第303号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、県営(有)林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年7月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 滋賀県森林組合連合会 大津市におの浜四丁目1番20号
- 2 委託事務の内容 県営(有)林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和2年7月17日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第304号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査(ひょう量500キログラム以下のもの)を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定期間(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日(米原市および甲賀市にあっては、検査期日の初日)以後60日以内に実施する。

令和2年7月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
守山市の区域	9月1日(火)	守山市役所大ホール
米原市の区域	9月3日(木)	伊吹山麓青少年総合体育館玄関前
	9月4日(金)	米原市役所近江庁舎車庫
	9月8日(火)	米原市役所山東庁舎別館自転車置き場前
	9月8日(火)	米原市山東B&G海洋センター玄関前
	9月10日(木)	米原市役所米原庁舎米原 げんきステーション屋根付き駐車場
甲賀市の区域	9月11日(金)	甲賀市甲賀大原地域市民センター
	9月15日(火)	甲賀市甲南第一地域市民センター車庫
	9月17日(木)	甲賀市土山地域市民センター車庫
	9月18日(金)	甲賀市信楽体育館
	9月24日(木)	甲賀市役所
	9月25日(金)	甲賀市役所
	9月29日(火)	甲賀市朝宮地域市民センター

- 2 指定定期検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会

滋賀県告示第305号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査(ひょう量が500キログラムを超えるもの)を次のとおり実施する。

令和2年7月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
長浜市(平成21年12月31日現在における伊香郡の地域) 守山市 甲賀市 湖南市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	9月1日(火)から12月15日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)	特定計量器の所在場所

- 2 指定定期検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会
-

滋賀県告示第306号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第22条の2第2項(法第22条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宅地建物取引士証の交付または有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

昭和56年滋賀県告示第164号(宅地建物取引主任者の講習の指定)は、廃止する。

令和2年7月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会または公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部が宅地建物取引士に対する講習の実施要領(昭和55年建設省告示第1798号)に従って実施する講習
- 2 やむを得ない事情により前号の講習を受講することができない者については、他の都道府県知事が法第22条の2第2項(法第22条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて指定する講習で、知事が特に認めたもの

公 告**第45期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告**

第45期滋賀県労働委員会委員鈴木克典の辞任に伴い、補欠委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、労働者を代表する者(以下「労働者委員」という。)の候補者の推薦を次により求める。

令和2年7月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 推薦の資格を有するもの 滋賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第2条および第5条第2項の規定に適合する労働組合
- 2 推薦される者の資格 法第19条の4第1項に規定する者は、委員となることができないほか、委員候補者に推薦される者には、別段の制限はない。ただし、委員の任命に当たっては、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等の兼職禁止規定による制限を受ける。
- 3 推薦期間 令和2年7月28日(火)から令和2年8月28日(金)まで
- 4 推薦書類 第45期滋賀県労働委員会労働者委員候補者推薦書(別記様式第1号)に第45期滋賀県労働委員会委員候補者調書(別記様式第2号)を添付して各1部提出すること。
なお、法第2条および第5条第2項の規定に適合する旨の滋賀県労働委員会の証明書を併せて添付すること。
- 5 推薦書提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
- 6 その他 1に規定するものが法第2条および第5条第2項の規定に適合する旨の滋賀県労働委員会の証明書を求めるに当たっては、滋賀県労働委員会事務局備付けの資格審査申請書に立証資料を添付の上、滋賀県労働委員会に令和2年8月4日(火)までに提出すること。

別 記

様式第1号

第45期滋賀県労働委員会労働者委員候補者推薦書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

所在地

労働組合名

代表者氏名

㊟

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、第45期滋賀県労働委員会の労働者委員候補者として次の者を推薦します。

ふりがな 氏 名	年 齢	所属労働組合名および地位 (労働組合の主たる事務所の所在地)	加盟上部 団体の名称	備 考
		()		
		()		
		()		

注 被推薦者の連絡先を備考の欄に必ず記載してください。

様式第2号

第45期滋賀県労働委員会委員候補者調書

- 1 現住所

- 2 候補者氏名

- 3 生年月日

- 4 学 歴 (最終学校名および卒業年月日を記入すること。)

- 5 職 歴 (年月日順に記入すること。)

- 6 労働関係経歴 (年月日順に記入すること。)

- 7 賞 罰

教育委員会公告

令和3年度滋賀県立学校実習助手(理科・農業・工業)採用選考試験実施公告

令和3年度滋賀県立学校実習助手(理科・農業・工業)採用選考試験を次のとおり行います。

令和2年7月28日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

- 1 採用予定職種および人員 実習助手(理科・農業・工業) 5人程度
- 2 受験資格
 - (1) 昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
 - (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 3 勤務条件等
 - (1) 採用の時期 令和3年4月1日
 - (2) 勤務先
実習助手(理科) 滋賀県立学校(普通科、理数科等を有する高等学校)
実習助手(農業・工業) 滋賀県立学校(専門学科または総合学科を有する高等学校)
 - (3) 給与等
ア 給料(教職調整額、義務教育等教員特別手当および地域手当を含む。)は、高等学校卒業の者で月額187,699円で、経験その他に応じて一定の額が加算されます。その他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます(令和2年4月1日現在の額であり変更することがあります)。
イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。
- 4 選考方法
 - (1) 日時
ア 教養試験および小論文試験 令和2年11月14日(土)午前8時30分から(受付は午前8時15分から)
イ 面接試験 令和2年11月14日(土)または同月15日(日)
 - (2) 場所 滋賀県庁東館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)
 - (3) 方法 高等学校卒業程度の内容で、次の方法により行います。
 - ア 教養試験 一般教養に関する択一式の問題
 - イ 小論文試験 与えられたテーマに関する論述問題
 - ウ 面接試験 個人面接
 - (4) 結果発表 令和2年12月下旬までに受験者宛て通知するとともに、合格者は令和3年度実習助手採用候補者名簿に登載します。合格者を対象に健康診断(令和3年1月7日(木)および同月8日(金)のうちいずれか1日を指定して実施予定)および採用内定者研修会(令和3年1月9日(土)実施予定)を行います。
 - (5) 携行品
ア 受験票(送付された受験票に履歴書に貼ったものと同一の写真を貼り、試験当日必ず持参してください。)
イ 筆記用具
ウ マスク
- 5 受験手続および受付期間
 - (1) 出願書類の請求 出願書類は、滋賀県教育委員会ウェブページからダウンロードすることができますが、郵送で請求する場合は、封筒の表に「実習助手出願書類請求」と朱書きし、返信用封筒(長形3号(12cm×23.5cm)の封筒に94円切手を貼り、宛先を明記したもの)を同封のうえ、滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)まで請求してください。
 - (2) 出願方法 出願者は、持参または郵送により、(3)の出願書類各1通を受付期間内に提出してください。なお、出願後、出願書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに文書で教職員課へその旨を届け出てください。
 - ア 持参の場合 滋賀県教育委員会事務局教職員課(県庁新館5階)で受け付けます。
 - イ 郵送の場合 角形2号(24cm×33.2cm)の封筒を用意し、表左下に「志願書在中 実習助手」と朱書きしてください。必ず簡易書留により送付してください。

宛先 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係

(3) 出願書類

ア 志願書(所定の用紙)

イ 履歴書(所定の用紙に最近3か月以内に撮影した写真を貼ったもの)

ウ 最終学校成績証明書(在学中の者は、既得の単位数および成績についての証明書)

エ 最終学校の卒業(修了)証明書(在学中の者は、卒業(修了)見込証明書)

オ 日本郵便通常はがき 1枚(料金63円のもの。切手不可)

※ 表面に郵便番号、住所および氏名を記入してください。

※ なお、このはがきは受験票となるので、返送された後に、履歴書に貼ったものと同一の写真を貼ってください。受験票が令和2年11月10日(火)までに到着しない場合は、滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係(電話 077-528-4532)に連絡してください。

(4) 受付期間 令和2年10月12日(月)から令和2年10月20日(火)までの午前9時から午後5時まで受け付けます。

ただし、土曜日および日曜日は閉庁しているので受け付けません。

なお、郵送の場合は、令和2年10月20日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

6 その他

(1) 受験資格を欠いていることが判明したときは、採用に係る資格を取り消すものとします。

(2) 身体等に障害のある方で、試験場等において配慮を希望される方は、受付期間中に滋賀県教育委員会事務局教職員課まで連絡してください。

(3) 選考日時および場所は受験票に記載します。

(4) 選考場所への自家用車の乗入れは禁止します。

(5) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響のため選考日時等を変更せざるを得ない場合は、滋賀県教育委員会ウェブページへの掲載により連絡します。

(6) 問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教職員課県立学校人事係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4532

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第86号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第17条の2第1項の規定に基づき、令和2年滋賀県公安委員会告示第71号により水泳場保安水域として指定した水域のうち、次の水域の指定を解除する。

令和2年7月28日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

水泳に供する水域の所在地	水泳場保安水域に指定した水域	期間
大津市和邇北浜村の内32番地から同43番地まで地先琵琶湖沿岸(和邇北浜子供会水泳場)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市和邇北浜36番地先にある脱衣所建物の東角 ア 基点から真方位332度94メートルの地点 イ 基点から真方位12度146メートルの地点 ウ 基点から真方位91度148メートルの地点 エ 基点から真方位130度98メートルの地点	令和2年7月12日から同年8月31日まで

